

平成22年第4回臨時会

津別町議会会議録

平成22年第4回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成22年 5月21日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年 5月27日 午前10時00分

閉会日時 平成22年 5月27日 午後 1時46分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	学校教育課長	房田敏彦	○
総務課主幹	川口昌志	○	社会教育課長	徳田博一	○
行政経営推進室長	金一昇	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
企画財政課長	斉藤善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋吉伸	○	選管局長	林伸行	○
住民生活課長	山口善勝	○	選管次長	川口昌志	○
住民生活課主幹	伊藤同	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
保健福祉課長	鶴田憲治	○			
保健福祉課主幹	山田英孝	○			
特養園長	鈴木悦郎	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業課長	深田知明	○			
産業課主幹	小野寺祥裕	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
会計管理者	酒井操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1番 乃村 吉春 2番 谷川 忠雄
2			会期の決定	5月27日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町一般会計補正予算 (第12号)について)	
6	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第5号)について)	
7	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町老人保健事業特別 会計予算(第3号)について)	
8	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町後期高齢者医療事 業特別会計補正予算(第3号)について)	
9	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町介護保険事業特別 会計補正予算(第4号)について)	
10	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町介護サービス事業 特別会計補正予算(第5号)について)	
11	〃	8	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町下水道事業特別会 計補正予算(第6号)について)	
12	〃	9	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度津別町簡易水道事業特別 会計補正予算(第4号)について)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	40	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	41	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	42	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	43	財産の処分について（町有林立木）	
17	〃	44	平成22年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
18	認定	1	平成21年度網走支庁管内管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について	
19	報告	4	例月出納検査の報告について（平成21年度3月分、4月分、平成22年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

大変寒い日が続いておりますが、農作物の生育が心配されるところであります。予報によりますと、昨年が平成 5 年に次ぐ冷夏の年であったと言われております。今年は、それ以上の冷夏が予想されているということで、今後の予報が心配されているところでもあります。

ただいまの出席議員は、全員であります。

ただいまより、平成 22 年第 4 回津別町議会臨時会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

1 番 乃 村 吉 春 君 2 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

次に、日程に入ります前に、企画財政課のほうからおわびと訂正の申し入れがございますので、これを許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたので、議案の訂正とおわびを申し上げたいと思います。

皆さんのお手元に配付しました正誤表をごらんいただきたいと思います。議案の訂正箇所につきましては、昨年、3月定例議会で議決をいただきました平成21年度一般会計予算第1表でございます。この1表中、款11 分担金及び交付金、項1 分担金として議決をいただきましたが、項1 分担金の表記が誤りで、項1 負担金が正しい表記であることが今般、専決処分の事務処理の過程で判明されたところであります。この誤りにつきましては、重大な誤りと認識をしているところでございます。鹿中議長をはじめ、議員の皆様には多大なご迷惑をおかけし、心よりおわび申し上げますとともに、今後の事務処理にあたって、常に緊張を持って、適正な事務処理に努める所存でありますので、よろしくお願ひ申し上げ、おわびとご報告とさせていただきますと思います。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（鹿中順一君） これで訂正報告を終わります。

本件については、ご了承願います。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第4回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位にはきわめてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております14件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、5月14日、津別町消防功労者、濱口政雄様のご逝去されました。故人は、消防団員として37年間もの長きにわたり、郷土防災に献身的なご努力をいただき、地域住民の安全確保に多大なご貢献をいただきました。また、5月18日、津別町産業開発功労者、安部助蔵様のご逝去されました。故人は、農業委員会委員を4期12年間務められ、農地行政の適正な執行、農地の流動化対策や農業後継者の育成に尽力され、さらに会長として農業委員会の運営強化にも多大な功績を残されました。さらに、5月21日、津別消防団員、津幡啓志様のご逝去されました。故人は、平成6年から消防団員として郷土防災に献身的なご努力をいただき、平成14年からは班長として団員の先頭に立ち、消防活動にご尽力を賜っておりました。皆様の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、叙勲についてであります。平成22年春の叙勲におきまして、津別町字大通、土田一晴様が学校薬剤師として、長年にわたり学校保健に貢献されました事績が認められ「瑞宝双光章」を受章されました。また、津別町字共和、野田章様が、自衛隊員として、長年にわたり危険性の高い業務に従事し社会に貢献されました事績が認

められ「瑞宝双光章」を受章されました。お二人の長年のご功績に対し深く感謝申し上げますとともに、このたびの栄えある受章に対し心より敬意を表したいと存じます。

次に、寄附についてであります。4月21日、津別ライオンズクラブ会長鹿中順一様より、学校教育振興のために役立ててほしいと10万円のご寄附を受けたところでもあります。また、4月28日、緑町、佃繁男様より、離町されるにあたって、地域福祉のために役立ててほしいと50万円のご寄附をいただいたところでもあります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、交通安全対策資機材の寄附についてであります。全国共済農業協同組合連合会北海道支部（JA共済連北海道）から、本会の社会貢献活動であります交通安全運動を支援する活動の一環として、交通安全指導車（1,500cc乗用車）の目録の贈呈を5月20日に津別町農業協同組合、山下組合長より受けたところであり、本日、納車の予定であります。また、5月14日には同JA共済連から北海道を通じ、チャイルドシートも寄贈いただいております。さらに、5月26日、津別建設業協会会長中田武様より、交通安全の啓蒙のために役立ててほしいと縦90センチ、横5メートルの交通安全幕の寄贈を受けたところでもあります。ご厚志に深く感謝申し上げ、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、道路クリーン作戦についてであります。5月8日に「ごみゼロ運動の日（5月30日）」に先駆け、津別町環境衛生推進協議会との共催により、広域農道である町道3号線の美幌町との町界から、ふれあい公園パークゴルフ場までの道路沿いを町民約100人の参加を得て、ごみ拾いを実施したところでもあります。道路沿線にはテレビ、古タイヤ等の多くの不法投棄も見受けられましたが、ごみ量については昨年より減少となりました。参加されました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、今後ともクリーンなまちづくりに努めてまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。5月9日、町と網走南部森林管理署の共催により共和町有林において、曇りの天候でありましたが、植樹に最適な条件のもと、つべつ緑の少年団や町民の方々95人の参加を得て、長さ50センチほどのカラマツの苗木400本を植えたところでもあります。将来の町の貴重な財産となるよう、しっかり

管理してまいります。

次に、美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会についてであります。平成 21 年度につきましては、15 名の通年雇用化を目標として取り組みを行ってきたところでありますが、本年 5 月 10 日現在、5 名の方が通年雇用者として採用されたところです。また、本取り組みについては、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 か年間とされていたところですが、平成 22 年度におきましても本制度が継続されることから、今後とも関係機関と連携を図り、季節労働者の通年雇用化への取り組みを進めてまいります。

次に、ソフトテニス全道大会についてであります。5 月 15 日、16 日に三笠市営運動公園テニスコートで開催されました「第 32 回北海道小学生ソフトテニス選手権大会」において、津別小学校 6 年生の佐藤璃央さんと寺尾日菜さんのペアが女子の部で見事第 3 位に入賞し、8 月に旭川市で開催される全国大会へ出場することとなりました。選手や指導に当たられました関係者のご努力に敬意を表するとともに、全国大会でのご活躍をご期待申し上げる次第です。

次に、農作物の作付け及び生育状況についてであります。今年は春耕期より天候不順が続き、移植作業が例年より遅れている状況であります。5 月 15 日現在での網走農業改良普及センター美幌支所の作況調査による農作業状況につきましては、秋まき小麦で 3 日遅れ、てん菜が 7 割終了で 4 日遅れ、タマネギが 6 割終了で遅れなし、馬鈴しょが 4 割終了で 4 日遅れの状況となっております。今後も農作業の進捗状況を注視しながら関係機関と連携を密にし、適切な指導を図ってまいります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津別町一般会計補正予算（第 12 号）について）」は、3 月時点において未確定でありました町税をはじめとする各歳入について確定精査を行い、歳出においても各事業費等の確定による精査及び財源調整を行い、一般財源を財政調整基金、土地開発基金及び地域振興基金への積み立てに充て、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1,812 万 9,000 円を追加し、最終歳入歳出予算総額を 59 億 8,531 万 8,000 円とする補正予算を、平成 22 年 3 月 31 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第

3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において国庫支出金・道支出金・療養給付費交付金、連合会支出金等の額の確定精査を行い、歳出では国・道補助金、療養給付費交付金等の確定に伴う関係科目の財源充当及び保険給付費の確定による補正を主なものとして、歳入歳出予算にそれぞれ1,054万6,000円を追加し、最終歳入歳出予算総額を9億3,306万3,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について）」は、医療費支弁額の確定精査による支払基金交付金の確定及び一般会計繰入金の減額に伴う補正により、歳入歳出予算からそれぞれ10万5,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を292万6,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について）」は、主に後期高齢者医療保険料などの諸収入額の確定及び事業精査による一般会計繰入金の補正により、歳入歳出予算から、それぞれ24万1,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を7,224万2,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）」は、歳入において国庫支出金・道支出金・支払基金交付金及び繰入金等の確定による精査を行い、歳出においては総務費・保険給付費等の確定に伴い、保険給付費の減による準備基金への積み立てと精査により、歳入歳出予算からそれぞれ3,649万7,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を

4億1,633万9,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において、サービス収入及び繰入金額の確定による精査を行い、歳出では、旅費、需用費等事業精査により歳入歳出予算から、それぞれ218万4,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を2億7,082万1,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について）」は、歳入において一般会計繰入金の減額、歳出では、各施設等の管理経費の精査及び財源調整により、歳入歳出予算からそれぞれ627万5,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を6億6,480万7,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について）」は、歳入において一般会計繰入金及び諸収入の減額、歳出では、各施設等の管理経費の精査及び財源調査により、歳入歳出予算からそれぞれ97万8,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を6,100万5,000円とする補正予算を、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めめるものであります。

議案第40号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月31日にそれぞれ公布されたことから、津別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 41 号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法の一部改正及び国民健康保険法施行例の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額と高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定、非自発的失業者の国民健康保険税軽減の新設や、附則の整備などを行う必要があることから、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 42 号「過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度を適用している過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成 22 年 3 月 31 日に公布されたことから、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 43 号「財産の処分について（町有林立木）」は、平成 21 年度を始期とする第 12 次町有林施業計画におけるカラマツ人工林の主伐計画に基づき、今年度売却計画に係る町有林立木について、5 月 13 日執行の指名競争入札に基づき、落札者、北見市とん田東町 635 番地、佐藤林業株式会社、代表取締役 佐藤隆と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 44 号「平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,476 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 46 億 7,976 万円とするものであります。今回の補正につきましては、多目的活動センター整備予定地の土地購入等及び堆肥製造施設屋根改修工事を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、歳出・歳入の順で申し上げます。歳出では、総務費で多目的活動センター整備事業として、1,239 万 7,000 円の追加、農林業費で、その他農業振興対策経費として、236 万 3,000 円の追加。

歳入では、繰入金で 743 万 6,000 円の追加、繰越金で 614 万 3,000 円の追加、諸収入で 118 万 1,000 円の追加をするものであります。

認定第 1 号「平成 21 年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、平成 21 年 3 月 31 日をもって解散いたしました網走支庁管内

交通災害共済組合の平成 21 年度歳入歳出決算について、議会の承認を受けようとするものであります。解散後の一部事務組合の決算認定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する地方自治法施行例第 5 条の規定により、組合構成団体の監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎承認第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津別町一般会計補正予算（第 12 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 本年 3 月 31 日に専決いたしました平成 21 年度一般会計最終予算の説明をいたします。

専決の理由につきましては、提案理由で説明しましたとおりですが、歳入におきましては町税、地方交付税、国・道支出金、町債等の確定精査を行い、歳出におきましては、各事業費の精査と財源調整を行い、主に基金への積み立てに充てることとして専決処分を行ったものであります。内容説明に当たりましては、主なものについてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1,812 万 9,000 円を追加し、最終予算の総額を 59 億 8,531 万 8,000 円とするものであります。第 2 項の第 1 表、第 2 条及び第 3 条につきましては、後ほど説明させていただきたいと思います。

それでは、歳出から説明いたします。20 ページから 21 ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、電算化推進経費、19 節負担金補助及び交付金の北海道自治体システム協議会負担金は、I D C 運用移行経費を主なもの

として事業精査により、229万1,000円の減額補正をお願いするものであります。次の地域情報化経費の財源内訳のみ補正は、歳入でご説明を申し上げます特定財源であります地域活性化・公共投資臨時交付金の増額により、地方債を減額したものであります。次の財政管理費、財政調整基金積立金は、平成21年度の取り崩し額を考慮し、3,016万4,000円の増額補正をお願いするものであります。次の公共施設等整備基金積立金は、特定公共賃貸住宅使用料の精査に伴い、43万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、22ページから23ページをお開きいただきたいと思います。財産管理費、土地開発基金積立金は、第5次総合計画実施計画を想定をし、2,700万円の増額補正をお願いするものであります。次に、地域振興費、企画総務費、地域振興基金積立金は、この内訳といたしまして、地域住宅交付金256万5,000円、土地連つなぎ資金制度廃止出資証券売払収入34万7,000円、管内町村交通災害共済組合解散に伴う財産処分金5,000円及び今後の津別病院の地域医療維持補助を勘案し、1億5,291万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、24ページから25ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は、事業確定により1,392万8,000円の減額補正をお願いするものでありますが、27ページをお開きいただきたいと思います。20節扶助費の自立支援医療（更生医療）費給付費は、サービス利用者数の減の要因によるものであります。次の地域生活支援事業経費は、事業確定により265万円の減額補正をお願いするものですが、その中の13節委託料の訪問入浴サービスは、対象者が入院により減額となった要因でございます。次の国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、介護サービス事業特別会計繰出金は、特別会計のそれぞれの事業精査によりまして、減額補正をお願いするものであります。

次に、老人福祉費、老人福祉施設管理経費は、これも財源内訳のみの補正となっておりますが、国の二次補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の二次配分として増額となりましたので、平成22年度で整備予定の西町寿の家、屋根・外壁改修工事に対して財源内訳のみの補正をお願いするものであります。次の老人福祉費、老人福祉扶助費等は事業の確定により、288万1,000円の減額をして補正をお願いするもので

ありますが、31 ページをお開きいただきたいと思います。20 節扶助費の火災警報器助成事業は、本年度 95 世帯、109 個の警報器設置実績により減額補正をお願いするものであります。次に、老人福祉費、福祉寮施設整備事業は、これも前段申し上げましたように、国の二次補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の二次配分として増額となりましたので、平成 22 年度で整備予定の福祉寮内部改修工事に対して財源内訳のみの補正をお願いするものであります。

次に、34 ページから 35 ページをお開きいただきたいと思います。35 ページ下段の衛生費、保健衛生費、環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計の事業精査により、それぞれ減額補正をお願いするものであります。

次に、36 ページから 37 ページをお開きいただきたいと思います。清掃費、塵芥処理費、ごみ焼却施設整備事業は、大空町とのごみ処理広域化に伴い、当初予定をしていた改修工事を中止したことによりまして、616 万 2,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の農林業費、農業費、農業振興費、地域バイオマス利活用交付金事業の財源内訳のみの補正は、地方債の額の確定によりまして、一般財源の減額補正をお願いするものであります。

次に、38 ページから 39 ページをお開きいただきたいと思います。林業費、林業振興費、木質ペレットストーブ導入支援事業は、本年度 5 台の実績に伴い、183 万 2,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の林業構造改善費、上里森林公園管理経費の財源内訳のみの補正は、北海道エアウォーター株式会社様からの指定寄附金を充当し、補正をお願いするものでございます。

次に、42 ページから 43 ページをお開きいただきたいと思います。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路除排雪経費は、降雪量に伴い、950 万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きいただきたいと思います。住宅費、住宅建設費、町有住宅建設事業は、これも国の二次補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の二次配分として増額となりましたので、平成 22 年度で整備予定の町有住宅 3 棟

9戸に対する住宅建設に対して、財源内訳のみ補正をお願いするものであります。

次に、46ページから47ページをお開きいただきたいと思います。教育費、教育総務費、事務局費、就園奨励費は、事業確定により、200万4,000円の減額補正をお願いするものであります。次の津別高校振興対策事業につきましても、事業確定により、179万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、52ページから53ページをお開きいただきたいと思います。教育費、社会教育費、会館管理費、生活改善センター管理費の11節需用費、燃料は、同会館改修期間の燃料費の事業精査に伴い、102万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、54ページから55ページをお開きいただきたいと思います。保健体育費、学校給食費、学校給食食材経費は、基準給食日数がインフルエンザ等の学級閉鎖による要因で、241万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページをお開きいただきたいと思います。町税につきましては、歳入精査によりまして、1,159万2,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、地方譲与税につきましては、額の確定により、531万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、6ページから7ページをお開きいただきたいと思います。地方交付税、特別交付税につきましては、額の確定によりまして、8,398万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。分担金及び負担金は、額の確定により6万2,000円の増額補正をお願いするものでありますが、分担金、農林業分担金につきましては、シカ柵滞納分の一部として徴収となりましたので、その分について増額補正をお願いするものであります。

次に、使用料及び手数料は、21万8,000円の減額補正をお願いするものでありますが、使用料、土木使用料、土木使用料の道路占用料は、光ファイバー網のNTT電話柱の増によりまして、23万5,000円の増額補正。次の住宅使用料、町営住宅使用料は、滞納分住宅使用料を含め60万1,000円の増額、特定公共賃貸住宅使用料は、額の確定によりまして、43万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10 ページから 11 ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金については、事業の確定及び精査によりまして、5,020 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでありますが、国庫補助金、総務費国庫補助金においては、地域住宅交付金として、256 万 5,000 円の増額補正としております。この交付金につきましては、国が定める地域住宅交付金交付要項で、地域住宅交付金の交付後、地域住宅交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額について、次年度以降に調整することができるかとされているところでございます。このため、この調整額については歳出で説明しました地域振興基金にいったん積み立て、平成 22 年度の実績において精算することとなるところでございます。

次の地域活性化・公共投資臨時交付金は、地域情報通信基盤整備推進交付金事業において、当初予算で、この交付金を 80%程度の充当を見込んでおりましたが、91.95%の充当率となりましたことから、3,897 万 1,000 円の増額補正。次の地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、第一次配分 1 億 1,648 万 9,000 円でありましたが、第二次配分として 1,011 万 4,000 円増となりましたことから、増額補正をお願いするものであります。

次の民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金は、当初予算で津別活汲保育所の対象人数を交付要件として予算計上していましたが、本岐保育所も該当となったことなどにより、180 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、道支出金につきましては、事業の確定により 1,025 万 7,000 円の減額補正をお願いするものですが、14 ページから 15 ページをお開きいただきたいと思います。15 ページ上段の地域政策総合補助金は、子育て支援事業の発達支援対策に対する事業量の増に伴いまして、8 万円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、道委託金、土木費道委託金の都市計画法に基づく開発行為許可事務は、J A つべつが事業主体で実施しましたジャガイモ貯蔵施設の許可事務経費として、1 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の財産収入は、歳入の確定により 235 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでありますが、財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入は、町有住宅等の歳入確定により 76 万 5,000 円の増額補正。利子及び配当金の北見広域森林組合配当金は、

出資金に対して配当があったことから 30 万円の増額補正。

16 ページから 17 ページをお開きいただきたいと思います。17 ページ上段の財産売払収入、生産品売払収入、素材売払収入は、町有林、本岐共同墓地立木売払収入といったしまして、94 万円の増額補正。有価証券売払収入、出資証券売払収入は、土地連つなぎ資金廃止に伴い、売払収入として、34 万 7,000 円の増額補正をお願いするものがあります。

次の寄附金は、19 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでありますが、農林業寄附金は、歳出で申し上げました北海道エアウォーター株式会社様から、上里森林公園緑化事業として 20 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金は、事業完了によるものですが、代替輸送確保対策事業基金繰入金は、事業精査により 53 万円の減額補正。地域振興基金繰入金は、人づくり研修事業分として 15 万円の減額補正。福祉基金繰入金は、老人福祉扶助費等、介護サービス支援事業、要援護高齢者等支援事業の事業完了に伴い、48 万円の減額補正。丸玉産業森づくり基金は、愛林のまちみどり資源を守る推進事業の事業完了に伴い、30 万 9,000 円の減額。土地開発基金繰入金は、町道 51 号線、道路用地取得分の額の確定によりまして、25 万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、諸収入は、262 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、18 ページから 19 ページをお開きいただきたいと思います。町債につきましては、事業の精査により、総務債、地域情報通信基盤整備推進交付金事業は、ICT 交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金の額の確定によりまして、3,900 万円の減額補正。農林業債、バイオマス利活用交付金事業は、町債の額の確定によりまして、330 万円の増額補正をお願いするものであります。

では、第 1 表にお戻りいただきたいと思います。第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

第 2 条、第 2 表繰越明許費につきましては、地域情報化経費ほか 6 件、総額 6 億 4,618 万 8,000 円の限度額を設定し、平成 22 年度に事業を進める内容で繰越明許費を設定したものであります。第 3 条、第 3 表地方債補正につきましては、2 件の事業の

補正を行い、補正後の限度額を4億1,716万6,000円としたものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ちょっとお尋ねしたいのですが、27ページの障害者自立支援事業経費の20節扶助費についてなのですが、自立支援医療費、更生医療の給付費が1,000万円以上も残ったという、こころ辺の利用減というふうに先ほどご説明がありましたけれども、この辺、もうちょっと詳しくご説明いただけないでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） 自立支援事業経費の扶助費の内訳について、ご説明を申し上げたいと思います。この自立支援医療（更生医療）については、人工透析など、ほかに人工関節置換手術等がありますが、それに対する医療費でございますが、当初予算では1,836万の予算計上を行っておりました。この中で、12月に338万8,000円の減額補正を行っております。この時点では、生活保護の受給者が途中で死亡したと、そういうことで減額補正を行ってきております。この更生医療の生活保護受給者につきましては、全額この医療費から支払うということで、月70万相当の経費がかかるということで、この時点で減額を行ったところでありまして、ただ、予算計上では、もう1人、生活保護受給者の方の分の予算計上も行ってきております。12月の予算補正の時点で、もう1人の方も、その時点では更生医療の適用を受けていないのですが、入院をしている症状の状況から、いずれ近いうちに更生医療の適用になると、そういうような情報をいただいて予算上はそのまま残しておいたと、そういう経過でございます。そういう意味で大きい部分では、もう1名分の生活保護の受給者の予算が、結果的には今現在も人工透析を受けていないという、そういう状況でありまして、その分が結果的に予算として減額せざるを得なかったと、そういう状況であります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました専決処分第3号 平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳入において国庫支出金、道支出金、療養給付費交付金、連合会支出金等の額の確定を行い、歳出では国・道補助金、療養給付費交付金等の確定に伴う関係科目の財源充当及び保険給付費などの確定による補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,054万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,306万3,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明を申し上げますので10ページ、11ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴税費につきましては、いずれも財源内訳のみの補正であります。

款2保険給付費、項1療養諸費では、一般療養・医薬剤治療材料等の治療費であります療養給付費におきまして、一般被保険者で2,818万9,000円、退職被保険者等で551万4,000円、それぞれ減額するものです。同じく、あんま・針・きゅう等の療養

費におきまして、一般被保険者で 121 万円、退職被保険者等で 88 万 4,000 円、それぞれ減額するものです。目 5 審査支払手数料では、国保連の支払いの確定により 66 万 3,000 円減額するものです。項 2 高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対するものですが、一般被保険者分で 521 万 9,000 円、退職被保険者等分で 160 万 3,000 円、それぞれ減額とするものです。同じく、高額介護合算療養費では、一般被保険者分で 427 万 3,000 円、退職被保険者等で 107 万円、それぞれ減額するものです。項 3 移送費では、一般被保険者移送費において、額の確定により 7 万 5,000 円、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金では、11 名分の支出にとどまりましたので 168 万、項 2 支払手数料額の確定により 1,000 円、項 5 葬祭諸費では葬祭費におきまして、11 件の支出となりましたので 57 万円を、それぞれ減額するものであります。

款 2 保険給付費、合計で 5,095 万 1,000 円の減額となります。

款 3 後期高齢者支援金、款 5 老人保健拠出金、款 6 介護納付金につきましては、いずれも財源内訳のみの補正であります。

款 7、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金では、高額医療費共同事業医療拠出金において 86 万円、目 2 共同事業費事務拠出金では、その他事業拠出金において 1 万 7,000 円、目 3 保険財政共同安定化拠出金では 662 万 9,000 円、それぞれ額の確定により減額するものです。

款 8 保健事業費につきましては、財源内訳のみの補正であります。

款 9 基金積立金では、国民健康保険基金積立金において、6,907 万 9,000 円追加するものです。

款 11 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金では、高額療養費特別支給金において額の確定により、7 万 6,000 円減額するものです。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4 ページ、6 ページをごらんください。款 1 国民健康保険税につきましては、一般、退職合わせまして額の確定により、310 万 8,000 円の追加をするものです。

款 2 国庫支出金、款 3 療養給付費交付金、次のページの款 4 前期高齢者交付金、款 5 道支出金、款 6 連合会支出金につきましては、それぞれの持ち分によります増減補正であります。

7 ページの中段にあります特別財政調整交付金につきましては、インフルエンザ予防レセプト点検収納率確保などとして、575 万 5,000 円の交付を受けることとなります。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金では、その他一般会計繰入金として事務費、出産育児一時金分として 318 万 5,000 円減額するものです。項 2 基金繰入金では、国民健康保険基金繰入金として他の歳入などが確定したことなどにより、2,583 万減額するものです。

款 10 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料では、延滞金とし 159 万 3,000 円追加するものです。項 3 雑入では、第三者納付金として、交通事故による納付金として、478 万 1,000 円。不正利得返納金では、国保喪失後の治療分の返納金等 2,000 円の減額など、合計で 404 万 2,000 円追加するものであります。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました専決処分第4号 平成21年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、医療費支弁額の確定に伴う支払基金交付金の確定及び一般会計繰入金の減額などを主な内容とする補正であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292万6,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。款1、項1の医療諸費は、いずれも医療費の確定に伴う精査でありまして、通院・入院に係る医療給付費4万5,000円、補装具・針・きゅう等に係る医療費支給費2万円、負担限度額を超えた額の部分の高額医療費3万円、審査支払手数料1万円、それぞれ減額することといたしまして、医療諸費10万5,000円の減額補正であります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4ページ、5ページをお開きください。款1、項1の支払基金交付金は、交付見込みがないことから、1,000円の減額。

款2繰入金、項1、目1一般会計繰入金につきましても同様の理由で、10万4,000円の減額となります。

第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました専決処分第5号 平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でもご説明いたしましたように、主に保険料などの諸収入額の確定及び事業精査による一般会計繰入金の減額に伴う補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,224万2,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、総務一般事務経費において、役務費の郵送料で5,000円減額するものです。同じく、項2、目1徴収費では、後期高齢者医療保険料徴収業務において、旅費で4万7,000円、需用費の消耗品で8万4,000円、印刷製本費で9,000円、役務費の手数料で1万6,000円。同じく、目2滞納処分費では滞納処分経費において、役務費で1万円と、それぞれ事業精査により

減額するものです。

続いて、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金において、後期高齢者医療広域連合への事務負担金及び保険料等負担金の確定により、それぞれ1万3,000円と7,000円を減額するものです。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金では、後期高齢者保険料還付金において、過年度過誤納還付金として4万2,000円。同じく、目2還付加算金では、後期高齢者保険料還付加算金において過年度及び加算金として8,000円、それぞれ額の確定により減額するものです。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。款1、項1後期高齢者医療保険料では、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料とも額が確定いたしましたので、合わせて5,000円を減額するものです。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金では、歳出の事業精査に伴いまして、18万4,000円減額するものです。

款4諸収入、項2償還金及び還付加算金では、目1保険料還付金、目2還付加算金ともに額の確定により、それぞれ4万2,000円と8,000円を減額するものです。同じく、款3、目1預金利息等、項4、目1雑入も同様に、それぞれ1,000円減額するものです。

第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました専決処分第6号 平成21年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳入において国庫支出金、道支出金、支払基金交付金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、歳出においては、総務費、保険給付費等の確定を行い、保険給付費等の減による準備基金への積み立てと精査による補正であります。第1条としまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,649万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,633万9,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、8ページ、9ページをごらんください。款1総務費の項1、総務管理費では、総務一般事務費において、予定した備品を購入する必要がなくなったことから、7万3,000円減額するものです。項3介護認定審査会費では、介護認定審査会経費において3町共同設置の経費が確定したことから9万円の減額、介護認定事務経費及び認定調査経費においては、いずれも予定の人数を下回りましたので、54万2,000円と12万円それぞれ減額するものです。項4計画策定委員会費では、計画策定委員会経費において、当初予定していた委員会の回数下回りましたので、4万1,000円減額するものです。

10ページから15ページの上段にかけては款2の保険給付費になりますが、保険給付費につきましては、総額で4,411万2,000円の減額となります。項1介護サービス等諸費においては、訪問介護や訪問入浴などの目1居宅介護サービス給付費で611万4,000円、特養などの目2施設介護サービス給付費で2,189万3,000円、目3福祉用具購入給付費では71万3,000円、目4居宅介護住宅改修給付費では139万9,000円、

目5 居宅介護サービス計画給付費では36万1,000円、グループホーム等の目6 地域密着型介護サービス給付費で469万8,000円、いずれも減額するものです。項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費では要支援の方を対象とするものですが、427万4,000円の減額となります。項3 その他諸費、目1 審査支払手数料では、支払額が確定したことにより5万2,000円減額するものです。項4 高額介護サービス等費では、額が確定したことにより87万4,000円減額するものです。項5 高額医療合算介護サービス等費では、財源内訳のみの補正となります。

14 ページから17 ページは、地域支援事業費であります。款3 地域支援事業費につきましては、総額で221万円の減額であります。項1 介護予防事業費、目1 介護予防特定高齢者施策事業費では、主にミズナラ倶楽部の関係、目2 の介護予防一般高齢者施策事業では、主に転倒予防教室等の予算となっておりますが、事業が確定したことにより、それぞれ106万7,000円と24万1,000円減額するものです。項2 包括的支援・任意事業費では、事業の精査により目3 権利擁護事業費で1万7,000円、目4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で2万円、目5 総務管理費で4万2,000円、目6 任意事業費で82万3,000円、それぞれ減額するものです。なお、平成21年度の介護保険の事業内容につきましては、ただいま担当のほうで整理をしている途中でありまして、6月に予定しております所管の常任委員会で報告をさせていただき予定としております。

款4 基金積立金では、1,086万8,000円の追加補正となります。このうち823万1,000円は、国・道支払基金に負担金が多く交付されているため、平成22年度に返還することとなりますので、この部分を準備基金積み立てて、6月以降の実績報告による確定後に取り崩して返還するものであります。あわせて保険料や国からの調整交付金の状況や給付費等も計画を下回りましたので、263万円を加えて基金積立といたしました。

款5 公債費、款6 諸支出金では、精査により1万5,000円と16万2,000円それぞれ減額するものです。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。4 ページ、5 ページをお開きください。款1 保険料では、精査により36万3,000円減額するものです。

款2手数料では、各事業で予定していた額を下回りますので、合わせて31万1,000円減額するものです。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5道支出金では、給付額が確定されましたので、国庫支出金で497万9,000円、支払基金交付金で1,447万6,000円、道支出金で434万1,000円、それぞれ減額するものです。

款7繰入金ではルール分として整理をいたしまして、合わせて1,212万4,000円の減額をするものであります。

款9諸収入では、項1延滞金、加算金及び過料以下を整理いたしまして、合わせて9万7,000円の追加補正をするものです。

それでは、第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（鈴木悦郎君） ただいま上程となりました専決処分第7号 平成21年

度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

専決処分の主な理由といたしましては、先の提案でも申し上げましたが、サービス収入、繰入金額の確定による補正でございます。

第1条におきまして歳入歳出の予算の総額に、歳入、歳出それぞれ218万4,000円を減額し、総額を歳入、歳出それぞれ2億7,082万1,000円とするものであります。第2項につきましては、後ほど説明申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。款1施設管理費、目1特養施設費で、138万4,000円の減額であります。特養施設運営費におきまして、普通旅費10万円、需用費の消耗品で40万円、賄材料40万の減額につきましては、事業精査によるものでございます。次に、特養施設管理費の光熱費の電気料につきましては、当初、電気料の料金のアップが見込まれておりましたけども、大きい値上がりはなかったことによりまして30万円の減額、委託料の除排雪につきましては、10万円の減額、備品購入費では、8万4,000円の減額であります。次に、目2デイサービス費で、80万円の減額であります。賃金で30万円。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。需用費の消耗品で20万円、賄材料で10万円の減額は、事業精査によるものでございます。次に、デイサービス管理経費の電気料20万円の減額につきましては、先ほど申し上げました特養施設管理経費と同様の内容でございます。

続きまして、歳入に戻っていただきまして4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。款1サービス収入433万円の増額であります。目1施設介護サービス費収入の特養利用料収入250万円の増、これは3月議会で減額補正をお願いいたしました2月、3月に入所者の入院も少なく、稼働率が多少伸びたというものでございます。目2居宅介護サービス費収入145万円の減、これはデイサービス予防給付利用の入院等により稼働率が下がったことによるものでございます。目3居宅介護サービス計画費収入329万円の増、これにつきましては、平成21年度より居宅介護支援事業所が特定事業所加算事業所として認定を受けたことにより、介護報酬が加算となったことによるものであります。項2自己負担金収入につきましては、今申し上げました利用

者の増減によるもので、1万円の減額であります。

次に、款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、サービス収入の増や歳出の事業精査によりまして、特養事業繰入金651万4,000円の減額であります。

それでは、条文にお戻りいただきまして、第2項の第1表につきましては、ただいま説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、どうかよろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。3月の補正で651万4,000円を補正をしているわけですが、そのときには、入院等で稼働率が低下をしたということだったのですが、それで不足するということが繰入金ということになったのだというふうに思うのですが、補正を申請する時点というのは、多分、2月の初めなのか、1月の末ぐらいからしてかなきゃいけないのかなというふうに思いますけれども、3月の補正のときには396万3,000円が、サービス収入が減るということだったのですが、稼働率が上がったということですが、おおむね2か月間でこれだけの金額が動くというふうには思えないわけですが、その間、どのような計算をして696万3,000円という額が出たのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（鈴木悦郎君） 3月の補正を計算するときは1月にしまして、その21年度の4月から1月までの稼働率がちょうど10か月で91%、また、ちょうど冬期間ということで、入所者、インフルエンザ等の関係で入院が出て困るということで、その補正をお願いしたときは90%の稼働率、ちょっと低く計算しております。ただ、先ほど申しましたように、2月、3月入所者が入院も少なく、その間、稼働率が2か月の間97%近い稼働率ということで、利用料が伸びたというものでございます。当初、予算を組んでおりますのは94%の稼働率で、当初予算稼働率で見えておりますけれども、最終的に21年度の稼働率は92.6%ということで、その違いが出たものでありますの

で、よろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 説明で大体分かるわけですがけれども、最終的な稼働率含めて当初、3月の補正のときより上がったということだというふうに思います。それで繰入金、総額丸々返しちゃってゼロということで、運営上は問題ないのかなと思います。ちょっと、そのまま3月に補正して、そのままずっと総額返ってきているものですから、半分使ったとか、そういうことであれば別に不思議でもなかったのですが、ちょっとそういうこともありましたのでお聞きをいたしました。いいです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程11、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました承認第8号、専決処分第8号 平成21年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

専決の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、各施設等の管理

経費及び事業について、完了による精査と財源調整、それに伴う一般会計繰入金の減額で、第1条において歳入、歳出予算をそれぞれ627万5,000円を減額し、最終の予算総額を6億6,480万7,000円とするものです。

それでは、補正の内容について説明いたしますので、歳出の6ページ、7ページをお開きください。款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費について、管渠管理経費及びマンホール内ポンプ管理経費、それぞれの修繕料及び委託料は、当初、見込んでおりました公共污水枘等の修繕及び清掃等がなかったことにより、管渠管理費では179万5,000円、マンホール内ポンプ管理経費では90万8,000円を減額するものです。目2処理場管理費133万6,000円の減額は、事業の完了精査に伴うものです。

款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費の減額38万9,000円は、污水管テレビカメラ検査の事業完了精査によるものです。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費については、事業の完了精査により57万2,000円を減額するものです。

款4集落排水費、項1集落排水管理費、目1集落排水管理費の管渠管理経費及びマンホール内ポンプ管理経費については、事業の完了精査により、それぞれ27万3,000円、57万6,000円を減額するものです。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。処理場管理経費についても事業の完了精査により34万7,000円を減額するものです。

続いて、款5公債費、目1公債費、目1の元金、同じく目2の利子については、償還金の精査により特定管渠保全公共下水道で元金が3万6,000円、集落排水で利子分が4万3,000円を減額するものです。

歳入に戻っていただき、4ページ、5ページをお開きください。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出の精査確定に伴い627万5,000円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしました。

以上、説明を申し上げましたので、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました承認第9号、専決処分第9号 平成21年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

専決の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、事業完了による各施設の管理経費及び事業費の精査、それに伴う歳入の減額で、第1表において歳入歳出予算それぞれについて97万8,000円を減額し、最終の予算総額を6,100万5,000円とするものです。

それでは、補正の内容について説明いたしますので、歳出の6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費97万8,000円の減額は、事業確定による精査によるものです。総務管理経費の需用費、印刷製本費の12

万 6,000 円については、当初予定していました納付書について、在庫により間にあうという判断から執行しなかったものです。給水施設管理経費の修繕料 26 万 3,000 円、給水施設整備事業の工事請負費、国道 240 号線配水管布設替工事の 50 万円については、いずれも事業の確定によるものです。

歳入に戻っていただき、4 ページ、5 ページをごらんください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、簡易水道事業の事業精査により 47 万 8,000 円の減額とするものです。款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入については、本岐地区の国道 240 号配水管布設替工事の確定により、工事補償 50 万円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしました。

以上、説明申し上げましたので承認くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 40 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第 40 号 津別町

税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 22 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、4 月 1 日より施行されることに伴い津別町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の税制改正は、政権交代による民主党の政権政策マニフェストに基づいた控除から手当への転換を図るための子ども手当の創設、これによる 16 歳未満の年少扶養控除の廃止及び高校の無償化による 16 歳から 19 歳未満の特定扶養控除を見直し、一般控除へ移行による加算分の廃止が図られたものであります。もう一つは、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために、将来にわたって税率を上げていくという方向による、たばこ税の増税を本年 10 月より行うことということが主になってございます。

それでは、説明資料の 1 ページから 3 ページまでの改正条例の概要によりご説明申し上げます、その都度 6 ページから 20 ページまでの新旧対照表により、改まる条項をご説明したいと思います。まず、説明資料概要 1 ページの諸控除の見直しでございます。この適用条文につきましては、町税条例第 34 条の 2 にかかわる部分でございますが、町税条例では、地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げるものに該当する場合には、という条文になってございまして、今回、町税条例の直接の改正はございませんが、地方税法 314 条 2 第 1 項第 11 号の改正により、子ども手当の対象となります 16 歳未満の年少扶養控除対象額 33 万円、所得税では 38 万円になりますけれども、これが廃止されることとなります。同じく、11 号の改正によりまして、高校の無償化に伴う 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除対象者については、加算をしておりました住民税 12 万円分、所得税の 25 万円分が廃止され、一般扶養控除 33 万円、所得税は 38 万円の控除へと変更になってございます。

説明資料概要の 4 ページ、5 ページをごらんいただきたいと思っております。こちらのほうに年少扶養控除廃止や特例加算の廃止をし、子ども手当及び高校無償化の授業料分を見込んだ比較表となっておりますのでごらんください。4 ページについては、夫婦と子ども 3 人世帯で、19 歳、16 歳、11 歳の子どもさんたちが、それぞれいらっし

やいます。19歳、16歳については、特例加算のある方たちということになります。この方の一応年収が700万というふうにしております。そのほかに社会保険料控除、生命保険料控除を引いて、21年分の所得税については8万9,200円で、町道民税については21万というふうになっております。これが23年からの法改正でどうなるかといひますと、特定扶養が63万が38万になりまして、11歳の方の38万の扶養控除はゼロということになります。これによる所得税は16万9,000円、町道民税で28万9,500円ということで、税金の増額分については、15万9,300円という額になってございます。新制度によって受給される子ども手当で、これは11歳の方のみ給付になりますけれども、この方については、1万3,000円掛ける12か月分で15万6,000円、高校の授業料の無償化ということで高校の授業については、昨年まで9,900円が1月授業料ということでございましたので、12か月で11万8,800円、差し引きしますと11万4,700円ぐらいが、この世帯では増額になるということになってございます。

次、比較例の2枚目、5ページでございませう。母子世帯ということで、母と子ども二人のところ、15歳の長女と9歳の長男がいるということで、この方、二人とも年少扶養の控除の対象でございませう。現在ですと扶養がとれますので所得税、住民税ともゼロということになりますが、23年以降の改正になりますと、扶養の住民税でいきますと66万が扶養控除されなくなります。ということによりまして、この方は所得税で1万9,500円、町道民税で4万6,500円を課税されることになります。ただ、子ども手当については、1万3,000円掛ける12か月掛ける二人分ですので31万2,000円ということで、課税は6万6,000円ですから、差し引きをしますと、24万6,000円が家計としては収入増となるという見込みでございませう。ただ、ここの5ページのケースの場合、子ども手当が税額負担を上回っておりますけれども、例えばこの家庭が母子世帯ということで児童扶養手当の対象になるということは、就学援助、もちろん非課税世帯ということですから就学援助の対象にもなりますが、以前、非課税でしたけれども、この制度によって課税世帯となり、扶養手当や就学援助に影響が出る場合が考えられるということになります。このほかに、医療、福祉など、課税、非課税、所得税の税額段階により認定が異なる仕組みなど影響の大きいものもあります。このことを踏まえて、国においてもこの影響を軽減するための検討がされているとい

うお話もございますので、平成 24 年度制度開始までには、基準見直しや経過措置などの方向性が出てくるものと考えてございます。

次に、また年少扶養控除の廃止により出てくる問題といたしまして、同居特別障害者加算の分母分である基礎控除がなくなるという状況が生れてまいりますので、特別障害者の控除にこの部分を加算することになりました。

次の改正点は、ただいまご説明をいたしました扶養控除の廃止や変更に伴う扶養情報の把握についてでございます。住民税は、非課税限度額という制度があります。これは、扶養親族の数を基準に非課税となる所得水準を定めていますので、誰が誰を何人扶養しているのか、という情報が必要になるわけですが、今回の改正で所得税のほうは年少扶養控除は廃止されますので、今まで税務署長あてに給与支払い者や、年金保険者を通じて提出されていた扶養控除等申告書の年少扶養控除が不必要となります。先にも申し上げましたとおり、住民税側は非課税限度額の関係から 16 歳未満の扶養情報が必要となることから、現行の情報収集制度、仕組みを維持するため、扶養親族の情報収集に関する根拠を、地方税にも規定することとなったものでございます。かかわる改正が、新旧対照表の 8 ページから 9 ページの見出しで、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書というのがございます。これが、第 36 条 3 の 2 及び次の 9 ページから 10 ページの見出しの個人の町民税に係る公的年金と受給者の扶養親族申告書、第 36 条 3 の 3 の 2 か所の新設でございます。ごらんいただきたいと思います。36 条 3 の 2 で給与所得者の扶養親族の申告の申告内容を規定し、町長への提出要件を定めたものであります。次に、36 条 3 の 3 では、公的年金等受給者の申告内容等を規定したもので、条文は給与所得者の規定と同じ内容になってございます。実際には、平成 23 年 4 月以降の最初の給与の支払いを受けるまでに扶養控除申告書を提出していただくこととなりますので、時間的な余裕がありますので、所得税側との協力体制も今後検討されているところでございます。

次に、同じく、説明資料概要 1 ページの諸控除の見直しの生命保険料控除でございます。昨今の保険ニーズの多様化と社会保険制度を補完する分野の重要性を踏まえて、所得税と合わせて改正がされておりますが、控除適用限度額が 7 万円のまま維持し、中身を改組する構成となっております。この適用条文につきましても、町税条例第 34

条の2にかかわる部分でございまして、今回、町税条例の直接の改正はございませんが、地方税法第314条の2、第1項、第5号及び5号の2の改正により、平成24年1月1日以降に締結した保険契約に係る生命保険料控除については、一般生命保険料控除、介護利用保険料控除、個人年金保険料控除の3本立てとなります。これまでは一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の2本でしたが、このうち一般生命保険料控除を分けるという形で拡充を図るということでもあります。それぞれの控除額で住民税は2万8,000円、所得税は4万円となっております。3本合計で8万4,000円、所得税は12万円の控除となりますが、先にも申しましたとおり、住民税側は全体の控除限度額を7万円で打ち止めということになっております。平成23年12月31日以前に契約した保険契約については、これまで同様3万5,000円の二つの控除を適用することとなり、この条文は、平成25年度以降の住民税に適用されることとなっております。

次に、説明資料概要2ページの65歳未満の公的年金等所得に係る所得割徴収方法の見直しについてでございます。平成20年度の改正で年金特徴の制度がつくられ、平成21年10月より年金特徴が始まっておりますが、不具合が多少あり、今回の改正となっております。具体的には、65歳未満の年金受給者の方についてでございますが、平成20年度までについては、給与所得とその他所得を合算した税額を原則、給与の所得を持っている方については、給与からの特別徴収をしてきたところでございますが、これが年金特徴の開始に伴いまして、年金に係る税は年金から徴収するということになりました。これにより、65歳未満の年金受給者の方については、年金の課税分については、給与からの特徴ができなくなっております。これは、この制度が介護保険システムに依拠して進められているものでありまして、介護保険は65歳未満に対応できていないということが原因であります。このことより、65歳未満の方々が年金に係る税額が発生している方は、年金特徴ができないということになりまして、とはいえ制度上、給与からも特徴はできないということとなりまして、普通徴収として窓口に来ての支払いということになっております。これでは大変不便であるということから、今回、改正をすることによって、基本的に平成20年度までの姿に戻すということで、特徴ができることになってございます。適用は、平成22年4月1日よ

りということで、今年の4月1日にさかのぼって適用するというごさいます。説明資料新旧対照表の10ページから11ページをごらんいただきたいと思ひます。10ページの最後のほうの、この改正の第44条、見出し、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収ということで、44条の2項、3項及び第45条の各アンダーラインの部分の改正によりまして、公的年金所得以外を削除し、特別徴収ができることとしております。新たに44条に1項が加えられ、普通徴収ができるのは給与所得と公的年金に係る所得以外という規定が追加されることになってごさいます。なお、この加えられる1項が4項となりますので、既にありました4項、5項がそれぞれ5項、6項とされることとなってごさいます。

次に、同じく説明資料概要2ページの小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置についてごさいます。貯蓄から投資への方針のもと、株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率20%、本則税率化にあわせて、配当割及び株式譲渡割について、非課税口座という制度が設けられることになってごさいます。非課税口座とは、非課税の適用を受けるための一定の手続きにより、税務署長の承認を得た口座ということになりますが、この口座内の小額上場株式等の配当及び譲渡益が対象となります。非課税投資額ということで、毎年、元手として100万円を上限として非課税となりますが、100万円に満たない場合は、翌年度以降への繰り越しはできないこととなっております。この措置は、平成24年から26年までの3年間ということで、1口座ずつ100万円を上限とすることができますので、3年間で300万円まで、トータル投資として非課税となるということでごさいます。保有できる期間は10年間、途中で売却するのは可能で、口座開設数は年間1人1口座、満20歳以上の方が口座開設できるということになってごさいます。平成24年1月1日より適用ごさいます。その条文ですが、説明資料新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと思ひます。この改正は、町税条例附則第19条の3、第1項の全面改正と、新たに1項が加えられたものとなってごさいます。

続きまして、同じく説明資料概要2ページの清算所得課税の廃止（地方税）についてごさいます。これは法人町民税のことごさいます。国による法人税法の改正により、平成10年以来の大幅な改正となっているようごさいますが、私どもの法人

町民税は、国税による法人税が決定し、この決定した法人税額を課税標準として、これに14.7%の率を乗じたものが法人町民税となるものとなっております。ですから、法人税法が変わっても町税条例には余り大きな影響はないことになっております。今回の改正で法人町民税に関して影響のあるものは、清算所得課税の廃止が主たる改正内容でございます。法人が解散するときは法人内の残余財産を確定させ、これに基づき税を確定させ最終清算を行い解散するという手順になっておりましたが、この方法は廃止をするということで、毎年、毎年きちっと清算をし、残余財産を残さないということになってございます。これに伴い、関連する地方税法321条の8、この条項については、法人の市町村民税の申告納付を規定しており、この5項関係が削除となっております。そして、地方税法321条の第1項、2項あるいは第4項といったところの通常の法人及び連結法人に対する中間申告、確定申告の適用するという改正が行われております。これに伴い、グループ内の法人税の取り扱いの方法や、中小企業向け特例措置等の技術的な整理を含む法人税法の改正がなされておりますが、先にも申しましたように、いずれにいたしましても、法人町民税は、法人税額を課税標準として課税するものでございますので、国税の法人税をしっかりと把握するという、従来どおりの取り扱いが大切だということになってございます。対応する町税条例の条文については、説明資料新旧対照表の6ページ、第19条第1項及び7ページ、第1項第2号、3号、8ページの第31条第3項、12ページの第48条1項、2項、3項、13ページ4項、6項、16ページの第50条第2項、第3項、18ページ、附則第20条の4、1項、2項3号、それから3項、19ページ、第5項3号、第6項、20ページ、第20条の5、第1項のそれぞれのアンダーラインの部分が該当する箇所となり、変更となることとなっております。

最後に、説明資料概要3ページ、町たばこ税についてでございます。先に述べましたように国民の健康の観点から税率改正により、たばこ消費を抑制する方向に沿って、平成22年10月1日より、たばこ1本当たり3.5円、税率で見ますと1,000本当たり3,500円、これを国と地方1対1ですので1,750円ずつ、さらに道と町での配分で見ますと、道が430円、町が1,320円の引き上げになるということでございます。10月1日ということで、年度途中での引き上げでありますので、従来やりましたとおり

手持ち品課税を実施するという事になってございます。この手持ち品課税は、たばこ税の税率引き上げが10月1日適用となっております、10月1日以前に卸売業者から小売業者に引き渡されたたばこの本数を旧税率で算定した税額は、卸売業者が当町に納税しますが、10月1日の税率変更指定日に2万本以上製造たばこを保有している小売業者は、申告期限、多分、23年の3月31日となると思いますけれども、申告期限までに新税率の増加分を申告し、年度末までに手持ち品課税を町に納税することとなります。国と地方が協力して10月1日には一斉に各小売店に本数調査に入ることとなっております、私どもも10月1日には町内のたばこ取扱店に本数の調査に行くこととなっております。なお、旧3級品と言われます「しんせい」「エコー」「ゴールデンバット」等5品目あるわけですが、このたばこ税は1,000本当たり626円の引き上げになることとなっております。関係条文については、説明資料新旧対照表16ページ、95条で新税率で上がる1,320円を加えた1,000本につき4,618円と改正をさせていただきます、附則第16条の2の部分で旧3級品の税額を改正しているところでございます。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 0時 4分

再開 午後 1時 5分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第40号について質疑を許します。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 先ほど、主幹のほうからわかりやすい説明をいただいたところなのですが、今回の地方税法の改正について若干お尋ねをしたり、ご意見を述べさせていただきたいと思っています。

今回の個人税法の改正は、個人住民税の扶養控除の廃止だとか、自動車関連諸税の暫定税率の廃止だとか、5項目が大体柱になっているというふうに押さえているとこ

るのですが、先ほど例を挙げてご説明のあった個人住民税の扶養控除の廃止についてなのですが、先日の常任委員会でも説明いただきましたけれども、国は16歳未満の扶養控除をなくして、16歳から19歳未満の親族への特定控除の上乗せ部分25万円を差し引くということですよ。それを子ども手当でだとか、高校授業料の無償化の財源として活用したいということなのだと思うのですけれども、個人住民税がこのことによって大幅な増税となって、子ども手当でだとか、高校の無償化には賛成するところですが、その財源を住民税控除廃止や縮減で賄うということにはちょっと賛成できかねるというふうに思っています。これらの廃止だとか縮減によって、ほかの保育料だとか国保税など、さまざまな制度への影響も生じるというふうに先ほどご説明もありましたけれども、やはり、今年、子ども手当で月額1万3,000円措置されますけれども、来年度以降の支給のめどが今、立っていないのではないかとこのように思っております。保障がないと。しかし、この住民税の扶養控除の廃止は恒久措置とされたというふうに聞いておりますが、何らかの影響を受ける人たちへの具体的な措置が何か求められるというふうに思うのですが、何か示されているのかどうか。

それからもう一つは、証券の優遇税制についてなのですが、過去からずっとこれまで本則20%のところ10%というふうに軽減されてきたところなのですが、また、今回の優遇税制によって非課税の口座を設けて、100万以下の投資については、その配当とか、譲渡所得について非課税となるというふうに、二重の優遇税制というふうになったのではないかとこのように思います。これは、我々庶民とは無関係のところ、上場株式への投資を誘導するための、一つの国の策なのだというふうに思うのですけれども、一方、庶民の預貯金は、相変わらずゼロ金利で抑えられてきているところなので、非常に不公平感があるのですが、このあたりちょっと納得がいきませんので、何か補足することがありましたら、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤 同君） 今の茂呂竹議員からのご質問にお答えをしたいというふうに思います。まず、住民税の所得の扶養控除の見直しの場合に、ほかの制度の影響の問題でございますけれども、先ほどのご説明の中でもちょっと触れたところがございますが、今、国のほうでは、どういうものがそういう該当になってくるのかと

いうことを含めまして検討をしているところでございます。私どものほうに伝わってきている情報の中では、検討して所得税は23年から、この控除廃止が始まりますし、住民税については1年遅れの24年からということになってございますので、所得税の廃止の段階、23年、来年度中には、それぞれの緩和策とかそういうものが出てくる可能性があるというふうに考えてございます。

それから、証券の優遇税制の問題については、今、本則20%ですが税率が10%に23年の3月31日まで据え置かれまして、先ほども説明いたしました24年から本則の20%に上がると。そうなりますと、投資への意欲が薄れかねないので、24年から26年の3年間に限って、毎年100万円ずつ300万円の非課税口座をつくると、こういうような国の考え方に基づいて地方税法が改正されております。特に、ここについて、それ以上の情報等について私ども今のところ知り得るものはございませんので、一応、そのことをご報告しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 国の制度が変わるということで、地方はその条例を変えなくちゃいけないということは重々、私も今、今年で10年目ですので、そのところはわきまえておりますが、やはり、国もさまざまな影響を受けた後に調査をしてということになると、今これからのことに影響を受ける人たちについての保障はありませんので、そのあたりをお互いに、役場なり、私は私たちの立場から国に申し上げていきたいと思っておりますので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思っております。

終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 41 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鵜田憲治君） ただいま上程となりました議案第 41 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては、地方税法の一部改正などにより、国民健康保険税の基礎課税額と高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定、非自発的失業者の国民健康保険税軽減の新設や附則の整備を行う必要がありますので、条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、説明資料に基づきご説明を申し上げますので、説明資料 26 ページをお開きいただきたいというふうに思います。改正の内容であります。まず、1 点目といたしまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 3 万円、高齢者支援金等課税額を 1 万円引き上げるというものです。今回の課税限度額の引き上げにつきましては、今後も予想される医療費の増数に伴う国保税総額の増大が確実視される中で、既に負担感の重いといわれる中間所得層にさらなる負担を求めるのではなく、高所得者に求めていく観点から行われるものであります。

2 点目は、国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割を選択することができることとされましたので、これに伴う改正であります。これまでは負担公平の観点から応能割、応益割の比率は 50 対 50 を標準的な割合とし、その割合に対応して軽減割合が規定されておりました。具体的には 26 ページ右の表になりますが、例として 50%前後、5%の範囲において 7 割、5 割、2 割とされ、それぞれの割合に対応して表のように具体的な割合となっておりました。本町においては、税率均等割、平等割

の改正に当たっては軽減割合も勘案しながら、応益割、応能割の比率が 50 対 50 となるように腐心をした経過もあります。これまでの考え方は、ある程度安定した経済状況のもとであったことから、今日のきわめて厳しい社会経済状況の中では、そのバランスをとるのが難しくなるであろうということから、応能、応益割合にかかわらず、保険者の判断により軽減割合を選択できるようにするというものです。先ほども申しましたが、本町は最大の軽減割合である 7 割、5 割、2 割軽減を選択いたしまして、被保険者の皆さんへの軽減措置をこれまで同様、図ってまいると考えております。

3 点目は、国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が非自発的な理由により離職した一定のものである場合において、在職中の保険者を負担として過重とならないよう、課税の特例措置を追加するものです。これは、このところの厳しい社会経済や雇用状況の中で、リストラなどで職を失った被保険者を対象にして行います。軽減措置の概要としては、国民健康保険税の算定に当たり失業時から、その翌年度末まで、前年所得の給与所得を 100 分の 30 といたします。非自発的失業者に該当する方については、失業時点で 65 歳未満で、雇用保険の特定需給資格者と雇用保険の特定理由離職者になり、いずれも証明するものが必要となります。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得を 100 分の 30 として対応することになります。保険税の減収に対します措置としまして、これまでの保険基盤安定制度による公費負担と、それでも不足する部分については、特別調整交付金で補填されることとなります。それぞれのケースの場合の対象期間については、28 ページのとおりとなります。具体的な条文につきましては、第 3 条の所得割額と第 23 条の保険税の軽減にかかわる部分の読みかえ規定となります。

4 点目は、被用者保険の被扶養者であった方に対する減免の特例の追加です。内容は 29 ページになりますが、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者になった場合は、資格取得から 2 年間、保険料軽減措置を実施するということでしたが、後期高齢者医療制度における同様の軽減措置が当分の間継続されることから、国民健康保険でも同様に当分の間、継続することとしたものです。現在、本町では、条例第 26 条において、国民健康保険税の減免ということで、2 年間に限るということで減免の措置をとって

ますが、附則において、平成 22 年以降の国民健康保険税の減免の特例ということで、年限の規定を整備するものです。

そのほかとしまして、関係条例名の改正に伴う整理や文言の整理などもあわせて行います。なお、本年度の国保税率等の関係であります。平成 22 年度につきましては、改正を行わないで現行の税率、額のまま据え置くことといたしました。このことにつきましては、5 月 7 日開催の国保運営協議会にお諮りし、了承をいただいたところでもあります。理由につきましては、平成 21 年度の税率等の改正では 3,000 万円ほどの税財源不足を見込み、これは基金からの繰り入れで補うこととしまして、現行の一人当たりの負担額を維持した割合で設定した税率等の見直しを行いましたが、給付額が前年並みと伸びなかったことと、国等から応分の負担があったことから、約 1,700 万円ほど基金を積み立てることとなり、基金は 5 月末で約 2 億 800 万ほどとなることから、平成 22 年度は予算上、約 5,400 万円ほど税財源の不足となりますが、これについては基金で補うことが可能であると判断し、税率等につきましては据え置くこととしたものです。

それでは、改正を要する条文につきまして新旧対照表でご説明申し上げますので、資料の 21 ページにお戻りいただきたいと思っております。第 2 条につきましては、基礎課税額の課税限度額の引き上げの関係であります。第 2 項中「47 万円」を「50 万円」に改め、同じく第 3 項中「12 万円」を「13 万円」に改めるものです。

続きまして、第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額について、市町村の判断により軽減割合を選択できるとこととなった関係ですが、これまで軽減割合を規定していた法 703 条の 5 第 2 項がなくなったことによる改正となります。第 23 条中、「47 万円」を「50 万円」、「12 万円」を「13 万円」とそれぞれ改め、同条 1 号中、法第 703 条の 5 第 1 項を法第 730 条の 5 に、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を「33 万円」に改めるものです。22 ページになりますが、同条 2 号、3 号についても 1 号と同様の改正となります。第 23 条の 2 につきましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。これは非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置の関係になりますが、先ほどご説明申し上げました内容を記載したもので、第 23 条の次に加えるものです。第 23 条の 2、国民健康保険税の納税義務者

である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 において同じ。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額とする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。第 24 条の 2 につきましては、先ほど証明が必要となるという部分であります。第 24 条の 2、国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。2 項、前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。という内容を加えることとなります。

附則の第 2 項中ですけれども、先の説明と同様の理由により、第 703 条の 5 第 1 項を第 703 条の 5 に改めます。第 8 項につきましては、文言の整理といたしまして、8 項中、「その世帯の」を「その世帯に」に改めるものであります。第 13 項につきましては、法律名の改正と標記の整理に伴うもので、第 13 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、「租税条例実施特例法」を「租税条例等実施特例法」に改めます。同じく「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44

年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。)の部分を「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法」に改めるものであります。次のページに移っていただきまして、第 14 項中につきましても第 13 項と同じ理由から「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。同じく、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。)の「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。

次に、平成 22 年度以降の国民健康保険の減免特例といたしまして、附則に次の 1 項を加えるものであります。第 15 項、当分の間、平成 22 年度以降の年度分の国民健康保険税に係る第 26 条第 1 項第 3 号に該当する者に係る減免については、同項中「減免する。ただし、第 3 号に該当する者に係る減免については、同項に規定する資格取得日に属する月以降 2 年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免する。」とする。を加えるものであります。本改正条例の附則といたしまして、施行期日といたしまして、第 1 項、この条例は公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 13 項および第 14 項の改正規定については、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。適用区分といたしまして、第 2 項、改正後の規定は平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 21 年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるという内容であります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくお願いいいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 42 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第 42 号 過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

この過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例は、地方税法第 6 条の公益上、その他の理由により課税を不相当とする場合においては課税をしないことができるという規定により、過疎地域内において、製造の事業、ソフトウェア業、若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設したものについて、固定資産税又は道税の事業税及び不動産取得税も含みますけれども、課税しなかった場合において、その処置が総務省で定める場合に該当すると認められたときは、課税免除により減収となる部分について、交付税による補填が受けられる制度が過疎法に規定されており、この制度の適用を受けて行う課税減免について定めているものです。この補填制度の適用される場合などを定めた総務省の過疎地域自立促進特別措置法 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されまして、対象事業からソフトウェア業を外し、コールセンターを追加する、そういうふうにした上で 1 年間期限を延長をすることとなりました。改正分につきましては、新旧対照表 30 ページ、第 1 条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第 30 条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）に改め、第 2 条中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 23 年 3 月 31 日」に改めるものであります。附則としては、この条例は公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用しようとするものであります。

参考までに申し上げますが、現在の過疎法、平成 12 年から 22 年 3 月 31 日におい

ては、旧法からの分も含め平成 12 年から平成 21 年まで 6 社、過疎減免額 3 億 5,729 万 6,000 円となっており、交付税で補填された金額は 2 億 6,797 万 2,000 円となっております。

以上、ご説明申し上げましたのでご了承賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 43 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいま上程となりました議案第 43 号 財産の処分につきましてご説明をいたします。

先の提案理由の説明でも申し上げましたとおり、平成 21 年度を始期とする第 12 次町有林施業計画における主伐計画に基づきまして、本年度の事業としまして木樋町有林において 8.9 ヘクタールの皆伐を計画し、先般、5 月 13 日に指名競争入札を執行いたしましたところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

売却する財産につきましては町有林立木で、内訳につきましては、裏面をお開きください。場所につきましては、木樋 117 番地 1（町有林施業計画 9 林班 10 小班 22 小班）で、売却財産の種類及び数量につきましては、カラマツ立木 3,982.989 立方メートル、トドマツ立木につきまして、1.296 立方メートル、雑木立木につきまして 68.065 立方メートル、総計で 4,052.35 立方メートルでございます。

表にお戻りいただきます。売却金額であります、2,655 万 3,450 円で、うち消費税及び地方消費税額 126 万 4,450 円であります。

売却の相手方ではありますが、北見市とん田東町 635 番地、佐藤林業株式会社、代表取締役佐藤隆であります。

なお、売払い物件の搬出期限につきましては、搬出後の地ごしらえの関係から 9 月 15 日までといたしており、来年春にカラマツの造林を計画しております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 44 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第44号 平成22年度一般会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

今回の補正の理由につきましては、提案理由で説明しましたとおり、多目的活動センター整備予定地の土地購入等及び堆肥製造施設屋根改修工事の経費を主なものとして補正をお願いするものであります。

それでは各条項をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、歳入、歳出それぞれ1,476万円を追加し、補正後の予算の総額を46億7,976万円とするものであります。第2項の第1表につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、6ページから7ページの歳出から説明をいたします。総務費、地域振興費、企画開発費、多目的活動センター整備事業の13節委託料は、故土田リツ宅の庭木、庭石、L字ブロック撤去業務、15節工事請負費は、故土田リツ宅、その前の旧北見信金建物解体工事、それから17節公有財産購入費は、土地面積595.08平方メートルの購入費用といたしまして、総額1,239万7,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次の農林業費、農業費、農業振興費、その他農業振興対策経費の15節工事請負費は、風害等の要因により堆肥製造施設屋根改修工事に係る費用といたしまして、236万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページをお開きいただきたいと思います。繰入金、基金繰入金、基金繰入金、土地開発基金繰入金は、多目的活動センター土地購入といたしまして、743万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰越金、繰越金、繰越金は、今回補正をお願いする2事業に係る一般財源分といたしまして、614万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、雑入、雑入、その他は、堆肥製造施設屋根改修工事のJAつべつ負担分といたしまして、118万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第1表にお戻りいただきたいと思います。第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであ

ります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、認定第 1 号 平成 21 年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） ただいま上程となりました認定第 1 号 網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

先に提案理由でも申し上げました、平成 21 年 3 月 31 日をもって解散いたしました網走支庁管内町村交通災害組合の平成 21 年度歳入歳出決算について、議会の認定を受けようとするものであります。解散後の一部事務組合の決算認定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する地方自治法施行例、第 5 条、第 2 項により、旧組合管理者において決算を調整し、同法施行例第 5 条第 3 項の規定により組合構成団体の監査委員がこれを審査し、議会がこれを認定すると規定されております。このことにより、平成 21 年度網走支庁管内町村交通共済組合決算については、4 月 8 日旧組合長より津別町長へ提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて 4 月 12 日日本

町の監査委員の審査に付したところでございます。4月21日、監査委員より審査意見が提出されましたので今議会に提案し、議会の認定に付するものでございます。なお、本議案に監査委員の意見書及び決算書歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書、財政基金積立状況をつづった決算を添付しております。

それでは、決算の概要について説明いたしますので、別紙、決算書1ページをお開きください。歳入合計では、負担金、繰越金、繰入金等4,342万9,727円となっております。2ページ目の歳出につきましては、総務費、事務費等4,342万1,075円となり、差し引き残高は8,652円となり、翌年度の公平委員会会計に繰り越されることとなっております。決算内容については、説明を省略させていただきますが、3ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書となっておりますので、監査委員の意見書とあわせてご参照願いたいと思います。

以上、ご説明を申し上げましたのでご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、報告第4号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成21年度3月分、4月分、平成22年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 22 年第 4 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 46 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員